

## 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画【案】

## 第2回委員会以降の作業経過報告

## ●第2回委員会以降の修正

第2回委員会中又は終了後に委員の皆様からいただいた意見について検討し、計画案に反映しました。また、その他の修正として、直近の動向を勘案した修正や表現に係る修正を行いました。

| 項目                        | 頁                        | 修正内容                                                                                                                                                                       | 備考         |
|---------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 基幹相談支援センター及び成年後見制度に係る中核機関 | P16<br>P21<br>P38<br>P50 | 「東濃5市共同で設置する」という表現を使用してきましたが、地方自治法に基づく共同設置（規約制定・議会の議決が必要）との混同を回避するため、「東濃5市の連携により設置する」等の表現に修正しました。                                                                          | 表現に係る修正    |
| 手話奉仕員養成研修事業               | P22<br>P39               | 受講者数についてのご意見を受け、令和2年度実績値見込みを現在の受講者数に修正するとともに、令和3年度以降の見込み値を増加方向に修正しました。                                                                                                     | 委員意見に基づく修正 |
| 相談支援体制の充実・強化              | P30                      | 支援が途切れてしまった人やこれまでどの支援者ともつながることがなかった人がいる現状から、支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みが必要であるとのご意見を受け、潜在的ニーズの把握と早期支援へのつなぎについて相談支援においても意識的に取り組むこととし、「潜在的な要支援者を発見して適切な支援につなげるよう取り組む」旨の記載を追加しました。 | 委員意見に基づく修正 |
| 児童発達支援の見込み                | P47                      | 直近の動向を勘案し、減少見込から現状維持に修正しました。                                                                                                                                               | 内容の見直し     |
| 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援      | P47                      | 実績がないからといって見込値をゼロとするのではなく、今ある支援体制をもっと活かすべきではとのご意見を受け、今後は関係機関との連携を活かしてニーズ把握・利用促進を図ることとし、令和3年度以降の見込み値を増加方向に修正しました。                                                           | 委員意見に基づく修正 |
| ペアレントトレーニング等の受講者数         | P48                      | 講座の受講者が1人というのは違和感があるとのご意見を受け、講座の周知等を図ることを前提に5人の受講者を見込むよう修正しました。                                                                                                            | 委員意見に基づく修正 |
| 用語解説の追加                   | P55<br>～<br>P57          | 本文中で使用している用語のうち、特に説明を要する用語について解説を記載しました。                                                                                                                                   | -          |
| 全体                        | -                        | 誤表記・文章の統一化等、表現に係る修正を行いました。                                                                                                                                                 | 表現に係る修正    |

## ●パブリックコメントの実施及び結果

前述の修正を反映した計画案に対する市民の皆様のご意見を募集しました。お寄せいただいたご意見はありませんでした。

### 【パブリックコメント実施結果】

- ・意見募集期間：令和2年11月24日（火）～12月23日（水）
- ・ホームページアクセス件数：40件
- ・意見応募数：0件

## ●瑞浪市地域総合支援協議会（全体会）からの意見聴取

令和3年1月下旬から2月上旬にかけて書面会議を開催しました。議題の一つとして計画案を提示したところ、参加者18名のうち2名からご意見等をいただきました。ご意見等の趣旨としては、計画案の直接的な修正を要する内容ではないと判断し、計画案に修正は加えておりませんが、率直なご意見・ご感想として受け止め、計画を推進していく上での参考にさせていただきたいと思います。

### 【ご意見等の趣旨】

- ・サービス内容や用語等に馴染みがないため、現行計画の進捗状況を受けて次期計画の概要を理解するには少し時間がかかった。
- ・今後は障がい児が増加すると聞いたことがある。幼稚園・小学校・中学校と進むにつれ、発達障がい児等、支援の必要な人がどんどん増加していくことが懸念される。
- ・障がいのある人が社会で負担なく過ごすために考えられた計画ではあると思うが、よりよい方向に進めていくために、今後も各機関がベストを目指していかなければと思っている。

## ◇◇◇瑞浪市地域総合支援協議会とは◇◇◇

- ・障害者総合支援法第89条の3の規定に基づくもので、関係機関が地域課題について情報を共有し、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行う場として、「全体会」と「専門部会」を定期的で開催しています。
- ・「全体会」は各機関の代表者等が出席し、専門部会からの報告を受け、地域課題や提案について協議会全体としての意見や方向性について協議・確認する場です。
- ・「専門部会」は実務担当者が出席し、分野別・課題別に具体的な議論を行う場です。現在は、子ども部会・就労部会・相談支援部会の3つの専門部会を設置しています。

## ●岐阜県からの意見聴取

障害者総合支援法第88条第11項及び児童福祉法第33条の20第11項の規定に基づき、岐阜県（障害福祉課）に対し、計画案に対する意見を求めたところ、指摘事項はないとの回答を得ました。